

<記入例>

受付印

申請書を提出する日を記載してください

申請年月日 令和 3年 6月 25日

岡山市長 大森 雅夫 様

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯番号及び氏名（又は名称）を記載してください。
※申請者が法人の場合は、代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

申請書

地方税法第15条の6第1項の規定により、下記のとおり申請をします。

納税義務者	住所又は所在地		〒XXXX-XXXX 岡山市北区大供一丁目1番1号 電話番号〇〇〇(△△△)XXXX 携帯電話〇〇〇(△△△△)XXXX					
	氏名又は名称		岡山 花子 (署名又は記名押印)					
	調定年度	賦課年度	通知書番号	期別 月別	税目	納期限	税額	延滞金 (法律による金額)
猶予申請金額	R3	R3	00000△001	1	市県民税	R3・6・30	390,000 円	要
	換価の猶予を受けようとする金額							250,000 円
	一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細 A建設株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引下げ等により売上は前年度に比べ6.5%まで落ち込んでおり、仕入先であるE株式会社への支払も遅れがちである。 A建設株式会社からの入金をすべて市税の納付に充てた場合には、E株式会社に対する支払ができず、今後、材料を仕入れることができなくなると事業の継続が困難となる。							
	岡山市では猶予金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月間を超える場合は担保が必要です。 猶予期間は1年以内です。							
猶予期間		令和3年7月1日から令和3年11月30日まで5月間						
納付計画		<input type="checkbox"/> (猶予申請税額100万円以下) 別紙 財産収支状況書の「分割納付計画」のとおり <input type="checkbox"/> (猶予申請税額100万円超) 別紙 収支明細書の「分割納付計画」のとおり						
担保		<input type="checkbox"/> 有 担保財産の詳細又は <input checked="" type="checkbox"/> 無 提供できない特別の事情						

換価の猶予申請書の書き方

1 「猶予申請金額」の欄

換価の猶予を申請するときに未納となっている市税を、記入例を参考に記載してください。

2 「換価の猶予を受けようとする金額」欄

「猶予申請金額」の合計額から「財産収支状況書」の「納付可能資金額」欄の「現在納付可能額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産目録」の「現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額 (①-②)」を差し引いた金額を記載します。

3 「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄

市税等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細を、具体的に記載します。

【記載例】

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先の1つであった〇〇株式会社の事業縮小のため、〇〇株式会社との契約が昨年11月をもって終了することとなった。

〇〇株式会社との取引は、売上の〇%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化。現在は事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額を全て市税の納付に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

4 「猶予期間」欄

猶予期間の開始日(*)から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税等の納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税等の納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

5 「納付計画」欄

猶予申請税額により、100万円以下と100万円超との区分をしています。それぞれの内容に応じて、□にチェックしてください。

6 「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には、「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」に✓を付けます。

※猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」に✓を付けます。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合。
- ③ 担保を提供することができない特別な事情（担保として提供することができると思われる種類の財産（*）がないなど。）がある場合。

（*）担保として提供する財産の種類

担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価格の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 社債その他の有価証券で岡山市長が確実と認めるもの
- 3 土地
- 4 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に付したもの
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 岡山市長が確実と認める保証人の保証

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

担保として提供する財産の種類、数量、価格及び所在等を記載します。

※上記の①又は②に該当する場合には、この欄には記載しません。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別な事情を記載します。

《記載例》

(不動産を担保として提供する場合)

担保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	種別：土地、地目：宅地、地積：120㎡ 所有者：〇〇 〇〇 所在地：〇〇市△△町X-X-X
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	保証人の氏名：〇〇 〇〇 保証人の住所：〇〇市△△町X-X-X
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	

(担保を提供することができない特別な事情がある場合)

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	担保として提供できる種類の財産を所有していないため
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	